

# 大阪府教委による梅原組合員の定年・再任用の

## 「不採用」内示の撤回を要求する！



大阪府教育委員会 教育長 向井 正博 様

2017年2月27日

なかまユニオン 大阪府・大阪市学校教職員支部

### 要 求 書

梅原聡組合員は2月17日に再任用の審査の結果を否と通知されました。そもそも、現行の再任用制度は「雇用と年金の接続」のために、希望する者には全員認められるべきものです。例外的に再任用が認められないのは、勤務に耐えられない身体状況にあるか、免職相当の事由があるときとされています。(2013年 総務省通知) 梅原組合員には免職に相当する事由もなく、教職員人事課からも総合的判断としか伝えられず、この結果は到底承服できません。

また、この再任用の審査に関連して教職員人事課の指示によって「君が代の起立斉唱の職務命令に従うか、はい・いいえで答えよ」との意向確認が行われています。選考は、従前の勤務実績、勤務意欲、心身の状況、資格・免許、専門的知識等を基に判断されることになっており、「意向」が判断要素に入ること自体、要項の内容に反しています。さらにこの意向確認の内容は、いわゆる違反質問にあたるものであり、生徒に答えないように指導している教育委員会が、一方でこのような質問をすること自体、明らかな欺瞞というほかありません。意向確認の内容については、府商工労働部からも差別選考につながるものとして改善要請を受けており、教職員人事課も、民間であれば違反質問にあたることを認めています。このような悪質な意向確認が公然と行われ、それを判断の材料のひとつにして出された結論は誤りと言わざるを得ません。梅原組合員の再任用の不合格を撤回し、審査のやり直しを行うことを求めます。

★ 梅原さんは再任用「選考」直前の1月下旬、校長から、再任用に向けた意向確認として「卒業式の際の『君が代』で起立斉唱の職務命令に従うか、『はい』か『いいえ』で答えろ」と、突然訊かれました。梅原さんは「(就職面接で思想良心を問う違反質問には答えるなど) 生徒にも指導しているので答えることは出来ない」と返答したところ、校長は「意向確認できなかったと報告する」と言ったのです。

☆ 大阪の府立高校などでは、就職を希望する生徒に、就職試験の際、親の職業・家族構成など自分の責任に関わらないことや、信仰や思想良心に関わることを訊かれた場合、「そのような質問には答えないう学校で指導されています」と答えるように指導しています。これは大阪府教育委員会の方針でもありました。梅原さんが「そのような違反質問に答えることは出来ない」と答えたことは教員として当然のことです。

梅原さんの再任用不合格の取消を求める署名 (よびかけ「大阪ネットワーク」) に

ご協力をお願いします。 [用紙は裏面]

梅原さんの再任用を勝ち取る 3/17(金)集会 18:30~ エルおおさか・709号室 (天満橋)

労働相談・問い合わせ(教職員なかまユニオン)は下記のHP・Tel・メールへ

'17 3/1

誰でも一人でも入れる労働組合  
**教職員なかまユニオン**  
(なかまユニオン学校教職員支部)

〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-7-26-304

( Tel 06-6242-8130 Fax 06-6242-8131 )

<http://www.nakama-kyoiku.com/>

Tel (相談担当) 090-1914-0158

メール nakama\_kyoiku@yahoo.co.jp

教職員なかまユニオンに入って、権利と教育を闘いとう！